(2)特殊法人等(地方所等)における各機関の状況

_(2)付水広入寺(地方が曽)にのける首機関の仏が					
法 人 名	法定雇用障害数の算定	障害者の数	実雇用率	不足数	
	の基礎となる労働者数(人)	(人)	(%)		備 考
1 東京都産業技術研究センター	292	6.0	2.05	0.0	
2首都大学東京	766	15.0	1.96	1.0	
3 東京都住宅供給公社	1,036	24.0	2.32	0.0	
特殊法人(地方所管)の合計	2.094	45.0	2.15	1.0	

- 欄の「法定雇用障害数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働 者数である。
- 者数である。
 注2 欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間障害者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントを行っている。
 注3 欄の「不足数」とは、欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切捨て)から 欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0になることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実産用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
 注4 東京都道路公社及び区市町村土地開発公社については労働者数がいずれも48人未満であり、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に基づく障害者の雇用義務が発生しないため、省略した。